

町民の安全で快適な生活を確保する治山治水事業予算の  
拡充を求める意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣、経済  
企画庁長官、国土庁長官に意見書を提出する。

平成五年十二月二十四日提出

提出者	三朝町議会議員	藤 井 享
賛成者	三朝町議会議員	岩 井 澄 雄
賛成者	三朝町議会議員	吉 田 公 博
賛成者	三朝町議会議員	田 栗 公 雄
賛成者	三朝町議会議員	平 井 晃
賛成者	三朝町議会議員	牧 田 武 文

平成五年拾貳月拾四日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

町民の安全で快適な生活を確保する治山治水事業予算  
の拡充を求める意見書

治山治水事業は、国民の生命と財産を守り、もって活力ある経済社会と安全で快適な生活環境を築くことを使命として、永年の努力が重ねられてきた。

しかしながら、本町には、未改修河川、土砂災害危険箇所が多く、また、冬期雪崩による倒木など、災害に対して極めて脆弱であり、治山治水施設の整備率は依然として低い状況にあるため、従来にも増して強力な治山治水事業の推進が必要である。

また、本町は、「活力とロマンあふれる健康のまちづくり」を基本目標とする、第七次総合計画において、自然を活かした全町公園化を推進することにより、人々の交流を活性化させ、もって、町政の更なる発展を図ろうとしているところである。

その推進のために行う、河川流域における人と自然にやさしい水辺環境の創出は、国土保全事業であるとともに、生活環境整備そのものである。

このような現状にかんがみ、災害を防止し、快適で住みよい地域づくりを目指す治山治水事業の推進は、町政の最大の課題である。

よって、政府におかれては、公共投資配分の見直しが進められているところであるが、平成六年度の予算編成に当たって、特に左記事項について格別の配慮をされるよう要望する。

記

- 1 治山治水事業の予算配分基準は、「国土保全」と「生活環境整備」との両面から検討すること。
- 2 地方の生活基盤整備の根幹である治山治水事業予算は、地方への傾斜配分に配慮すること。
- 3 現行の治水、海岸及び急傾斜地崩壊対策事業の各五箇年計画に基づき、各施策を計画的かつ強力に推進すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県三朝町議会